

## 出土品の区分について

平成11年（1999年）11月19日付け教文第5212号  
令和5年（2023年）3月28日付け教文博第3381号一部改正  
各教育局長、各市町村教育委員会教育長あて  
北海道教育委員会教育長通知

このことについては、平成9年9月19日付け教文第4362号「出土品の取扱いについて」当職通知で通知したところですが、このたび、別記のとおり「出土品の区分についての基準」（平成11年11月5日教育長決定。以下「基準」という。）を定め、平成11年11月19日から施行することとしました。

ついては、道内における出土品の取扱いに関しては、今後、基準及び平成9年8月13日付け庁保記第182号「出土品の取扱いについて」文化庁次長通知（以下「次長通知」という。）に従い、次の事項に留意し、出土品の適切な保存・活用を行うよう御配慮ください。

なお、昭和55年4月10日付け教文第3036号「出土文化財の取扱について」当職通知は廃止します。

### 記

#### 1 基準の理解についての留意事項

##### (1) 目的（基準の1関係）

この基準は、「出土品の取扱いに関する指針」（平成9年8月13日文化庁長官裁定。以下「指針」という。）の1の（ア）において、出土品を、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとそれ以外のものとに区分し、その区分に応じて取り扱うことの方針が示されたことに基づき、本道における出土品を区分し、区分結果に応じた適切な取扱いを行うことを目的とする。

なお、埋蔵文化財の所在・範囲確認調査、工事立会、遺跡の発見等による出土品は、埋蔵文化財包蔵地の取扱いにかかわる判断の資料となることから、この基準による区分を行わず、従来どおり一括して保管する。ただし、これらのうち、その後の発掘調査により遺構等の記録保存が終了した範囲からの出土品は、発掘調査による出土品とともに区分の対象とする。

##### (2) 観点（基準の2関係）

具体的な区別の観点として、出土品の種類、時代、出土状況記録の精度、残存度及び周知度を設定した。

出土品の種類を、人の遺体又はその一部、遺物及び自然物の3種類に大別した。遺物は、そこに反映された人の意図の程度によってさらに細別している。

時代については、近世以前と近代以降とに区別した。なお、地域の歴史的特性等からみて特に重要と思われる近代以降の遺跡を市町村教育委員会の判断に基づき埋蔵文化財包蔵地として保護し、その出土品を保存・活用しようとする場合は、包蔵地としての周知内容を北海道教育委員会と協議すること。

出土状況記録の精度については、3等級に区別した。ここでいう出土状況記録とは、調査報告書など発表された記録以外に、図面、写真その他参照の可能な資料一般を含む。なお、近現代のかく攪乱層からの出土品は、出土層位が記録されたものとはみなされない。

残存度については、遺物Aのうち欠損する前の形状が推定できるものに限って、良と不良とに

区別した。周知度については、整理作業が完了し、発掘調査報告書が刊行された後の出土品に限って、報告書に個別に図又は写真が掲載されている周知度の高いものと、それ以外の周知度の低いものとに区別した。

### (3) 保存・活用の必要性・可能性のある出土品（基準の3関係）

将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区分は次のとおり行うものとした。区分の結果、保存・活用の必要性・可能性があるとされたものについては、指針の1の(イ)及び3に従い、適切な方法で保管・管理を行うことが必要である。

#### ア 人の遺体等

人の遺体及び当該遺体と一対一で対応する副葬品（以下「人の遺体等」という。）は、直接人類の過去を立証するものである。そのため、近世以前の人の遺体等と推定されるものについては、原則として将来にわたり保存・活用の必要性・可能性が高いものとする。

人の遺体等が出土した場合は遅滞なく警察署に連絡し、近世以前のものについては文化財保護法第102条第1項の規定に基づき、北海道又は指定都市等の教育委員会による鑑査を受けること。ただし、血縁者等から引取りの申出があれば引き渡すこと。この場合、副葬品とみなされるものについても同様である。

なお、人の遺体等が出土した場合、「北海道内の埋蔵文化財調査により発見された遺骨等の取扱方針」（令和5年3月27日北海道教育委員会教育長決定）に基づき、アイヌ遺骨等に該当するか意見募集を行い、アイヌ遺骨等に該当するとの意見が妥当と判断した人の遺体等については公表する。

アイヌ遺骨等に該当すると判断した場合は、アイヌの人々への返還を実現するため、返還申請の受付を行う。ただし、受付前に出土地域の市町村教育委員会から当該遺骨等の譲与申請があった場合は、譲与の上、取扱いを委ねる。また、返還申請以降に譲与申請があった場合は、地域返還対象団体が特定されなかった場合に譲与する。

#### イ 遺物

遺物Aはその形状・性質にも過去の人の意図を強く反映していることから、出土状況記録の精度が2級（残存度が良である場合には3級）であっても将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のあるものとした。

遺物Bは出土状況記録の精度が1級又は2級であれば過去の人の行為を証明する資料となりうるものと考え、そのうち代表的なものとして選択されたものは将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のあるものとした。

遺物Cは自然の産物を人が単に動かしたものであるが、その意図を容易に判断・記録できない面がある。そのため、出土状況記録の精度が1級である場合に限り、代表的なものとして選択されたものは将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のあるものとした。

なお、周知度の高い遺物は、実物に対する閲覧、貸出し等の需要が見込まれることから、将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のあるものとした。

また、近代以降のものであっても、地域においてとくに重要な遺跡から出土した遺物については例外があり得る（記の1の(2)参照）。

#### ウ 自然物

自然物は、将来にわたり保存・活用の必要性・可能性がないものとしたが、これは、出土文化財としての観点に立つものであることに留意すること。

## 2 基準の運用にあたっての留意事項

### (1) 区分の主体者と実施者

出土品の区分は、地域における出土品管理の責任を有する北海道教育委員会又は市町村教育委員会が行うものである。

また、区分の実務には出土品に関する専門的知識を必要とすることから、埋蔵文化財について学識・経験のある地方公共団体職員又は発掘担当者が区分の実施に当たることが必要である。

### (2) 発掘調査の各段階における出土品の区分と取扱い

発掘調査による出土品は本基準による主要な区分対象となるものであるが、その区分と取扱いについては、調査の各段階に応じて次の点に留意すること。

#### ア 発掘の段階

発掘の段階では出土品の種類は明瞭にならない場合もあるが、人の遺体等、遺物A又は遺物Bと思われるものは、原則としてすべてを回収し保管すること。遺物Cは、必ずしもすべてを回収し、又は既に回収したものすべてを整理の段階まで保管する必要はないが、調査結果に遺物C全体の様相を反映できるよう計画的に取り扱うこと。

焼土や貝層のように各種の出土品が混在した状況の回収物については、発掘の段階で水洗篩別、浮遊選別等の処理を実施し、整理の段階での区分に備えること。

自然物の採取は、遺跡・埋蔵文化財包蔵地の年代・環境等の解明に必要な範囲で計画的に行うこと。ただし、採取した資料は文化財認定の対象とならないので、埋蔵文化財発見届・同保管証に記載しないこと。

#### イ 整理の段階

整理の段階では、まず出土品の接合・属性調査、記録類の整理等の基礎的作業を終えた時点で、基準に照らして将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のあるものとそれ以外との区分を行うこと。なお、両者の内容、数量等は調査報告書に記載することが望ましい。

また、遺物B及び遺物Cのうち代表的なものの選択についての方針、発掘に際して用いた遺物Cの回収・保管の基準等も報告書において説明することが望ましい。

#### ウ 報告書刊行後の段階

報告書の刊行後は、指針の6及び7並びに次長通知の記の7に基づき、国から譲与を受けた上で出土品を主体的に活用すること。

また、過去の調査による出土品は、基準に照らして将来にわたる保存・活用の必要性・可能性があるかどうかを判断し、区分に応じて取り扱うこと。

将来にわたり保存・活用の必要性・可能性があると区分された出土品は、指針の1の(イ)及び(ウ)、3並びに4並びに次長通知の記の3及び4に従い、適切な保管・管理方法を採用とともに、広範な方途により積極的に活用すること。

なお、出土品活用の可能性を保証する調査の記録類は、検索・閲覧が可能な状態で保管すること。文化財の年代、環境等の裏付けとなる限りにおいて、自然物も適切に保管すること。

### (3) 廃棄その他の措置及び再譲与

将来にわたり保存・活用の必要性・可能性がないものと区分された出土品は、国から譲与を受けた後、活用を考慮しない埋納、保存を考慮しない利用、廃棄等の措置をとることができる。この場合においては、その30日前までに別記様式第1号により当職あて通知すること。

また、当該出土品を、希望する他の公共団体や個人・民間団体に再譲与することができる。こ

の場合においては、再譲与を希望する者から別記様式第2号により申請を受けた後、再譲与を行う30日前までに別記第3号様式により当職あて通知すること。

なお、北海道教育委員会がその所有する出土品の廃棄その他の措置・再譲与を実施しようとする場合も、30日前までに当該出土品の出土した市町村の教育委員会に通知するものとする。

## 出土品の区分についての基準

(平成11年11月5日教育長決定)

### 1 目的

この基準は、「出土品の取扱いに関する指針」（平成9年8月13日付文化庁長官裁定）に基づき、道内の出土品について、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものと、それ以外のものとを区分することを目的とする。

### 2 観点

#### (1) 種類

ア 人の遺体又はその一部

イ 遺物（人によって遺されたもの）

(ア) 遺物A

意図的に製作されたもの

(イ) 遺物B

製作の意図の有無は明確でないが、人の行為によって形状・性質が変化したもの

(ウ) 遺物C

人によってその埋蔵位置にもたらされた自然の産物

ウ 自然物（自然環境を示すもの）

#### (2) 時代

ア 近世以前

イ 近代以降

#### (3) 出土状況記録の精度

ア 1級

出土層位が記録され、かつ、次のいずれかに該当するもの

(ア) 平面上の出土位置を個別に特定しうる出土品

(イ) 微細な、又は形状の一定しない出土品にあつては、1m四方より狭い範囲に平面上の出土位置を限定し得るもの。ここで微細であるものとは、最大長が2cm未満のものをいう。

イ 2級

10m四方より狭い範囲に平面上の出土位置を限定し得、かつ、出土層位が記録されている出土品

ウ 3級

上記ア及びイに該当しないもの

#### (4) 残存度

遺物Aのうち意図的に形状が整えられ、欠損する以前の状態が推定できるものに関して、次のように区別する。

ア 良

おおむね原形の半分以上が残存している場合（接合作業によって復元された場合を含む。）

イ 不良

上記アに該当しない場合

#### (5) 周知度

整理作業が完了し、発掘調査報告書が刊行された後の出土品の周知度を、次のように区別する。

ア 周知度が高いもの

発掘調査報告書に個別に図又は写真が掲載されている出土品

イ 周知度が低いもの

上記アに該当しない出土品

### 3 保存・活用の必要性・可能性のある出土品

将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のある出土品の判断の基準はおおむね次によるものとし、この基準に該当するものについては文化財としての重要性、活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うものとする。

(1) 人の遺体又はその一部

近世以前の人の遺体又はその一部

(2) 遺物

近世以前のもので、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 出土状況記録の精度が1級又は2級である遺物A

イ 出土状況記録の精度が3級である遺物Aのうち、残存度が良であるもの

ウ 出土状況記録の精度が1級又は2級である遺物Bのうち、代表的なものとして選択されたもの

エ 出土状況記録の精度が1級である遺物Cのうち、代表的なものとして選択されたもの

オ 周知度が高いもの

参考

近世以前の出土品の将来にわたる保存・活用の必要性・可能性の有無

種		類		残存度	出土状況記録の精度		
					1級	2級	3級
人の遺体又はその一部		人骨、歯、毛髪等		—	有	有	有
遺物	遺物A	欠損する以前の状態が推定できるもの	土器、石器、土製品、石製品、骨角歯牙貝製品、木製品、金属製品、繊維製品、陶磁器、ガラス製品等	良	有	有	有
			剥片、石核、各種製品の未成品・削り屑等	不良	有	有	無
	その他	焼けた礫、金属滓、割られた骨・角・貝、家畜・栽培植物の遺体、(形状不定のもの)ベンガラ、炭化建材等	—	有 (代表的なものとして選択されたもののみ)	有 (代表的なものとして選択されたもののみ)	無	
	遺物B	配石遺構の礫、貝塚出土の骨・角・貝、(形状不定のもの)土塁の土、かまどの粘土等	—	有 (代表的なものとして選択されたもののみ)	無	無	
遺物C	礫層の礫、泥炭層の流木、火山灰層の火山灰、花粉、珪藻等	—	無	無	無		
自然物				—	無	無	無

※ 遺物については本表に示すもののほか、周知度が高い出土品は、将来にわたり保存・活用の必要性・可能性があるものとする。

北海道教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長

出土品の廃棄その他の措置について（通知）

このことについて、次のとおり実施しますので、通知します。

記

- 1 出土遺跡の名称及び所在地
- 2 発掘主体者及び文化庁への発掘の〔届出・通知〕年月日・文書番号
- 3 文化財認定通知の年月日及び文書番号
- 4 譲与通知の年月日及び文書番号
- 5 出土品の区分の実施者
- 6 対象となる出土品の種類・名称及び数量
  - (1) 遺物A
  - (2) 遺物B
  - (3) 遺物C
- 7 措置の方法
  - (1) 措置の内容
  - (2) 措置の場所
  - (3) 措置の実施者の名称・代表者及び住所  
(委託して実施する場合は委託先の名称・代表者及び住所)
- 8 措置の予定年月日
- 9 その他参考となる事項

※ 添付書類

出土品譲与通知書の写し（別紙を含む。）



年 月 日

市町村教育委員会教育長 様

申請者名

出土品の再譲与申請について  
次のとおり出土品の再譲与を受けたいので、申請します。  
記

- 1 申請者の名称・住所及び代表者名
  
- 2 出土遺跡の名称及び所在地
  
- 3 出土の事由及び出土年月日
  
- 4 出土品の種類・名称及び数量
  - (1) 遺物A
  - (2) 遺物B
  - (3) 遺物C
  
- 5 出土品の利用方法
  
- 6 その他参考となる事項

北海道教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長

出土品の再譲与について（通知）

このことについて、次のとおり実施しますので、通知します。

記

- 1 出土遺跡の名称及び所在地
- 2 発掘主体者及び文化庁への発掘の〔届出・通知〕年月日・文書番号
- 3 文化財認定通知の年月日及び文書番号
- 4 譲与通知の年月日及び文書番号
- 5 出土品の区分の実施者
- 6 再譲与する出土品の種類・名称及び数量  
別紙申請書の写しのとおり
- 7 再譲与の方法  
別紙申請書の写しのとおり
- 8 再譲与の予定年月日
- 9 その他参考となる事項

※ 添付書類

- (1) 出土品譲与通知書の写し（別紙を含む。）
- (2) 再譲与申請書の写し（別記様式第2号）